

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和5年8月29日(2023.8.29)

【公開番号】特開2023-53162(P2023-53162A)

【公開日】令和5年4月12日(2023.4.12)

【年通号数】公開公報(特許)2023-068

【出願番号】特願2023-19263(P2023-19263)

【国際特許分類】

E 04 D 13/068 (2006.01)

10

【F I】

E 04 D 13/068 5 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月21日(2023.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底面に貫通穴が形成された軒樋に設けられる排水部材であって、

前記貫通穴に挿入されて落し口部を形成する円筒状の筒部と、

前記筒部の上端から径方向の外側に延びる板状の萼部と、

前記萼部上に複数配置され、かつ、板状に形成された縦リブと、

前記落し口部の上方に配置され、複数の前記縦リブと固定された板と、

を有し、

前記筒部、前記萼部、前記板および前記縦リブは一体的に形成され、

前記板の中心部には貫通穴が形成され、

30

前記落し口部の開口面積は、30cm²以上190cm²以下である排水部材。

【請求項2】

前記筒部と前記萼部との間の接続部はテーパー面または曲面で形成され、

前記複数の縦リブは、下端が前記接続部に設けられ、かつ、前記縦リブは径方向に延びる板状に形成されている、

請求項1に記載の排水部材。

【請求項3】

前記筒部の上端は前記軒樋の底面よりも下にあり、

前記縦リブの下端は前記筒部の上端と前記軒樋の底面との間にあり、

請求項1または2に記載の排水部材。

40

【請求項4】

前記縦リブが4~8枚設けられている、

請求項1ないし3のいずれか1項に記載の排水部材。

【請求項5】

軒樋と、

前記軒樋の底面に設置された請求項1乃至4のいずれか1項に記載の排水部材と、

前記軒樋の底部から下方に突出した前記筒部に接続される豊樋継手と、

前記豊樋継手に接続された豊樋と、

前記豊樋の下端が配置され、かつ、地中に埋設された集水マスと、

前記集水マスの側面に接続され、かつ、地中に埋設された連結管と、

50

を備える雨樋であって、
前記縦樋の長さは2.0m以上であり、
前記縦樋の下端は前記連結管よりも上側にある
ことを特徴とする雨樋。

10

20

30

40

50